

問 1	民法
	意思表示

Aが、Aが所有するマンションの一戸である甲をBに売却する契約を締結した場合に関する次の記述のうち、民法の規定によれば、正しいものはどれか。

- 1 Aが、自分の真意でないと認識しながら甲の売却の意思表示をBに対して行った場合において、Bがその意思表示がAの真意でないことを知ることができたときであっても、Aは、甲の売却の意思表示の無効をBに対して主張することができない。
- 2 Aが第三者の詐欺によってBに甲を売却し、その後BがCに甲を転売した場合、Bが第三者の詐欺の事実を過失なく知らなかったとしても、Cが第三者の詐欺の事実を知っているれば、Aは詐欺を理由にAB間の売買契約を取り消すことができる。
- 3 AのBに対する売却の意思表示が、Bの強迫によって行われた場合には、Aは、売却の意思表示を取り消すことができるが、その取消し前にBから甲を買い受けて登記を得た善意・無過失のDに対しては、取消しを主張することができない。
- 4 AのBに対する売却の意思表示について、Aが法律行為の基礎とした事情についての認識に真実に反する錯誤があり、その錯誤が取引上重要なものであったときは、Aは甲の売却の意思表示の取消しを主張することができるが、その錯誤が重大な過失によるものであったときは、取り消すことができない。

■ ■ (正解) 4 ■ ■

□ □ 1 誤

表意者（意思表示をする者）が、表示行為に対応する真意がないことを知りながらする意思表示を心裡留保という。心裡留保による意思表示は原則として有効である。ただし、相手方が、その意思表示が表意者の真意でないことを知り、又は知ることができたときは、その意思表示は、無効とされる（民93条1項）。

□ □ 2 誤

第三者の詐欺は、相手方がその事実を知っていたとき、又は知ることができたときに限り、その意思表示を取り消すことができる（民96条2項）。第三者の詐欺の事実をBは過失なく知らなかつたため、Aは、A B間の契約を取り消すことはできない。これは、たとえ転得者のCが第三者の詐欺の事実を知っていたとしても同様である。

□ □ 3 誤

強迫による意思表示とは、他人の強迫によって畏怖の念を生じた結果、形成された意思表示をいう。強迫による意思表示は、取り消すことができる。取消し前に第三者に売却されていたとしても、その取消しを主張することができ、その第三者が善意・無過失であっても、対抗することができる（民96条3項の反対解釈）。

□ □ 4 正

意思表示について、表意者が法律行為の基礎とした事情についての認識に眞実に反する錯誤があり、その錯誤が取引上重要なものであったとき等は、意思表示の取消しを主張することができる。しかし、その錯誤が表意者の重大な過失によるものであった場合等は、取り消すことができない（民95条）。